

キリスト教の「黄金律」と私の研究テーマ

法学部法律学科教授 高橋 文彦

皆さんご存じのように、明治学院大学の建学の精神と教育理念は“Do for others”です。これは“Do for others what you want them to do for you”的短縮形であって、「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」というキリスト教の「黄金律」の思想を述べています。ところで、この「黄金律」の思想は、実は私の研究テーマとも深いつながりがあります。以下では、その不思議な縁について書かせていただきたいと思います。

私の専門は法哲学という学問です。法哲学とは何かという話を始めると長くなりますので、とりあえず広い意味での法および法的現象について哲学的に考える学問として理解しておいて下さい。私が法哲学を研究し始めたきっかけは、学部時代の講義で「存在と当為の二元論」について学び、衝撃を覚えるとともに、大きな疑問を感じたことがあります。「存在(Sein)」と「当為(Sollen)」の二元論とは、ケルゼンやラートブルフのような新カント派の法哲学者が強く主張した考え方で、「何々が存在する」「何々が行われている」という事実から「何々すべきである」「何々してはならない」という規範を導くことは論理的にできないというものです。例えば、「大きな魚が小さな魚を食べる」という事実があったとしても、そこからは「大きな魚は小さな魚を食べてよい」という結論も「大きな魚は小さな魚を食べてはならない」という結論も論理的には導かれません。この考え方、「ある(is)」から「べき(ought)」を何の媒介もなしに導くことはできないというヒュームの主張とも密接に関連しています。

私がなぜ「存在と当為の二元論」に衝撃と疑問を覚えたかと言えば、この考え方を認めると、法や道徳が客観的・経験的な基礎を失うように思われたからです。法も道徳も「当為」を表す社会規範です。しかし、もしこの二元論が正しければ、こうした規範は事実によって正当化できなくなります。例えば、国民の多数が原発の再稼働に反対しているという事実からは、政府は再稼働を認めるべきでないという規範的な判断は論理的には導かれません。政府は国民の多数の意思を尊重すべきであるという別の規範（当為）を前提として補うときにのみ、そのような結論を導くことが可能になります。それでは、その前提となった規範は何によって根拠づけられるのでしょうか。「存在と当為の二元論」によれば、一般に、すべての規範は他の規範からしか導かれず、すべての当為は他の当為によってしか根拠づけられません。もしそうであるならば、実定法という規範の根拠も、国民の多数が望んでいるといった経験的事実にではなく、さらに上位の規範に、すなわち実定法を越える「自然法」に求めるか、あるいは端的に客観的な根拠がないことを認めるしかなくなります。ここでいう「自然法」とは、実定法を基礎づけるような、時間と空

間を超越して妥当する法のことで、法思想史においては「神の法」(キリスト教自然法論)あるいは「理性の法」(近代自然法論)として捉えられてきました。しかし、そのような「自然法」は果たして見つかるでしょうか。

この問題を考える前に、そもそも「存在と当為の二元論」は正しい主張なのでしょうか。この二元論は、「存在」から「当為」を、すなわち事実から規範を導くことは論理的に不可能だと主張します。しかし、ヒュームもケルゼンもラートブルフもこの命題を論理学的に証明していません。そこで、私はそれが果たして論理学的に証明可能かどうかを研究することにしました。従来の論理学(古典論理学)は、事実(存在)を述べる命題間の推論は扱えますが、規範(当為)を含む推論は扱うことができません。後者を扱うことができる的是、「義務論理(deontic logic)」と呼ばれる特殊な論理学です。義務論理の体系は、1950年代にフォン・ウリクトが、「必然」「可能」「不可能」という真理様相と「義務」「許可」「禁止」という義務様相との間に一定の対応関係があることに着目し、それまでの様相論理学の成果を応用して作り上げたものです。当初は構文論のみの記号体系でしたが、やがてクリプキ的な意味論(可能世界意味論)によって記号に明確な解釈が与えられるようになりました。そして、1970年代以降、この義務論理の構文論的体系と形式的意味論を用いて、「存在と当為の二元論」を論理学的に証明する試みが次々になされました。詳しい内容は省略しますが、純粹な事実命題(存在命題)だけから成る無矛盾な集合からは、論理的に真ではない純粹な規範命題(当為命題)を導くことはできないという定理が、形式意味論的に証明されたのです。

ただし、この定理が成り立つためには、一つの条件が満たされていなければなりません。それは、その義務論理の体系が、「存在」と「当為」を橋渡しするような公理を一つも含んでいないという条件です。例えば、「Xは最大多数の最大幸福をもたらす」という事実と「Xを実現すべきである」という規範を結びつけるような公理があるならば、その体系においては事実から規範を導くことが論理的に可能となるでしょう。功利主義とは、このように「快楽」あるいは「幸福」を架橋概念として道徳の体系を構築しようとする自然主義的な立場です。しかし、私はさまざまな理由から功利主義には賛成できませんでした。私はむしろ「存在(Sein)」と「当為(Sollen)」を媒介する概念として「意欲(Wollen)」に注目したいと思いました。それでは、この「欲する」という概念を基礎とする道徳原理とは、一体どのようなものでしょうか。実は、その一つが、「人にしてほしいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」という黄金律にはかなりません。

ご存じのように、この黄金律の思想は古くから世界各地のさまざまな文献に現れています。代表的なのは、『新約聖書』の「マタイによる福音書(7章12節)」および「ルカによる福音書(6章31節)」です。特に、前者においては、有名な「山上の説教」の結びの部分に現れており、イエスは「これこそ律法であり預言者である」と付け加えています。最初にも述べましたが、明治学院大学の建学の精神と教育理念はこのキリスト教の黄金律に由来しています。ところで、黄金律の定式はキリスト教にだけ見られるものではありません。例えば、孔子の言行録である『論語』

においては、「己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」という否定形の黄金律が「衛靈公篇」および「顏淵篇」に登場します。さて、それでは『聖書』に見られる肯定形の黄金律と、孔子が述べた否定形の黄金律とは、どのような関係にあるのでしょうか。両者は同じ思想を表と裏から述べただけなのでしょうか。これは哲学的にも興味深い問題ですが、ここではこれ以上論じることができません。関心のある方は、例えば、伊藤整の評論「近代日本における「愛」の虚偽」などを参考にしながら、『聖書』や『論語』をもう一度読み直して、ご自分で考えてみて下さい。

以上のような経緯で、前々任校および前任校在職中、私は自然法原理としての黄金律の研究に主力を傾注しました。ユダヤ・キリスト教や儒教関係の文献だけでなく、ギリシア・ローマの古典から、中世・近世・現代の哲学書・倫理学書に至るまで、さまざまな文献を読み漁り、この原理の根本思想を深く理解しようと努めました。そして、この研究をそろそろまとめようと考えていたまさにその時、黄金律を建学の精神および教育理念とする明治学院大学から移籍のお招きをいただきました。そこには不思議な導きを感じられました。ただ残念なことに、ちょうどその頃、司法制度改革の一環として法科大学院が各地に創設され、私も複数の法科大学院で非常勤の講義を担当することになったため、思想史を勉強する時間的な余裕がなくなってしまい、私自身の関心も法的思考の論理分析に移ってしまいました。その結果、黄金律に関する研究は未完成のままにとどまっています。

現在、私は日本法哲学会の理事の一人として2013年度の学術大会委員長を務めており、法的思考をテーマとするシンポジウムの企画・準備作業に追われています。また、この作業と同時進行的に、法的思考に関する研究成果も何とか来年までに本にまとめて出版したいと考えています。このため、黄金律に関する研究を再開するのは、まだまだ先になりそうですが、黄金律を建学の精神および教育理念とする明治学院大学の教員の一人として、“Do for others”というモットーは片時も忘れることがないよう心がけたいと思います。